

生徒心得

高校生活を豊かで有意義なものにするために、主体的に学習し、伝統ある徳島商業高校生としての自覚と誇りを持ち、校則を遵守し、常に美しい振る舞いを心がけ、自己の品位の向上に努めよう。

1 礼 儀

- (1) 来校者に対して、挨拶、会釈を心がける。
- (2) 常に言葉遣いや行動に留意し、商業高校生としての自覚を深める。

2 通 学

- (1) 始業5分前までに登校する。
- (2) 放課後は、特別の事情のある場合以外は速やかに帰宅する。
- (3) 登下校においては、安全に留意し交通法規を遵守すること。
- (4) 原付自転車等の車輛を通学には使用してはならない。
- (5) 公共交通機関を利用する際は、乗車マナーに留意すること。
- (6) 通学中に、事故等があったときは、直ちに警察、学校および保護者に連絡をとり適切な処理をすること。

3 服 装

- (1) 生徒は本校指定の制服を着用すること。
*なお詳細は服装規定に定める。
- (2) 制服を美しく着こなし、本校生徒として美しく振る舞うこと。
- (3) 冬期には防寒着の着用を許可する。
- (4) 室内において防寒具の着用はしない。

4 校内生活

- (1) 始業時間を守り、授業に備える。
- (2) 登校後の外出は、担任に申し出て許可を受ける。外出時は許可証を携帯する。
- (3) 自転車は、校内では押して通行すること。ただし、日没後はライトを点灯して乗車すること。
- (4) 常に学習環境の美化と整理に努める。

- (5) 校舎等は大切に取り扱い、破損や紛失をしたときは速やかに係教職員に報告して、その指示を受ける。
- (6) 正規の教育活動以外で学校の施設、設備を使用するときは、事前に係教職員の許可を得る。

5 校外生活

- (1) 不健全娯楽場所等への立ち入りは禁止する。
- (2) 外泊や夜間外出は避けること。なお深夜（午後 11 時～午前 4 時）の外出は青少年保護育成条例に抵触するので禁止する。
- (3) 原付自転車等の使用は禁止する。
- (4) その他、校外生活においては自己の責任をよく理解し、正しく判断すること。

6 交友関係

- (1) 互いを尊重し合える好ましい関係を築き、誤解をまねいたりすることのないように心掛けること。
- (2) 不健全性交友はしてはならない。

7 保健衛生

- (1) 健康・安全に留意し健康増進を図る。
- (2) 感染症などに罹患したときは直ちに学校に連絡すること。

8 I T 機器等の利用

ソーシャルネットワークや情報機器の使用については、知らず知らずのうちに他者を傷つけたり、また、被害にあう恐れがあるので、情報モラルなどに十分留意して、正しく使用すること。

9 諸届・諸願

(1) 届出

理由	提出書類
受験や対外試合等で公欠するとき	欠課許可願
盗難にあったとき	盗難届
校舎・備品を破損したとき	破損届
自転車通学をするとき	自転車通学届
通学時に交通事故にあったとき	交通事故届
住所に変更があったとき	住所変更届
遅刻したとき	遅刻カード・入室許可証

(2) 願出

理由	提出書類
早退・外出するとき	早退・外出許可願
徳商祭で居残りをするとき	居残り許可願
制服以外の服装で登校するとき	異装許可願
普通自動車運転免許を取得するとき	普通免許取得許可願
アルバイトをするとき	アルバイト許可願
補講を受けるとき	補講願
単位追認考査を受験するとき	単位追認願

生徒指導関係規程

服装・頭髪規定

次のとおり頭髪・服装規定を定める。

- 1 服装・頭髪は本校生徒として、美しく着こなし、美しく整えること。
- 2 頭 髪
商業高校生として好感の持てる髪型とすること。なお、パーマ、カール、染色など特別な手を加えることは認めない。
- 3 服 装
 - (1) 男子制服
制服およびシャツは、本校指定のライトグレーの上下とし、上着には指定のボタンをつける。なお、通年をとおして、上着・シャツを選択して着用することができる。
 - (2) 女子制服
制服・ベストおよびブラウスは、本校指定のライトグレーの上下・ベストとし、上着、ベストには指定のボタンをつける。なお、通年をとおして、上着・ベスト・シャツを選択して着用することができる。
 - (3) 男女セーター
本校指定のセーターでの登下校を認める。
 - (4) ジェンダーレススラックス
上記の他に、ジェンダーレススラックス（男女兼用）も選択することができる。
- 4 その他
 - (1) 靴下
 - ① 白・紺・黒の華美でないものを認める。なお、タイツ等を着用する場合は黒又はベージュの無地とする。
 - ② 儀式などの特別な場合は黒色を着用する。
 - (2) 防寒着（上着の上に着用するもの）
華美なものを着用しない。なお、革及びそれに類するもの、ジーンズ生地やニット製品、スウェット生地のパーカー等は認めない。
 - (3) 履物
 - ①通学靴
黒・茶色のローファー型の革靴および類するものとする。ただし、雨の日に限り、革靴以外での登下校を認める。
 - ②校内用上履

学校指定のスリッパとする。

(4) ベルト

ベルトは黒色のシンプルなものを基本とする。

アルバイト規定

アルバイトについては、特別な事情がある場合に認める。その際には、所定の用紙により許可を得るものとする。

なお、学習の状況および職種、条件等が不相当であると認められるものについては許可をしない。

免許の取得規定

1 普通免許

第3学年の1学期末以降に進路の状況に応じて普通自動車免許の取得を認める。その際には、所定の用紙により、担任を通じて校長に許可を得るものとする。なお、学校生活に支障がある場合は許可を取り消すことがある。

2 二輪免許

在学中の免許取得は、認めない。

見直しのスケジュール（令和6年度）

4月～5月	各ホームルームで協議
5月下旬	生徒総会で協議し、見直し案を作成
6月下旬	生徒会役員(代表者会議)で協議
7月	教職員による協議を経て職員会議で決定
7月	終業式で生徒へ周知
9月	P T A役員会で報告
9月下旬	ホームページに公開